

令和6年12月10日 美郷町農業委員会会議録

令和6年12月10日午後3時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	10番	深 沢 靖
2番	継 田 竜 也	11番	齋 藤 美由木
3番	高 橋 広 樹	12番	高 橋 国 広
4番	奥 山 秀 治	13番	佐々木 竜 孝
5番	小 西 嘉 之	14番	加 藤 堅之助
6番	深 田 秋 彦	15番	高 橋 秀 行
7番	山 田 貞 子	16番	細 井 千代文
9番	高 橋 一 平	17番	高 橋 正 尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

8番 高 橋 孝 人

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
- 第 5 議案第52号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午後3時46分本委員会の閉会を告げた。

令和6年12月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年12月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後3時00分
4. 閉 会 午後3時46分
5. 議事録署名委員 1番 佐々木 定 廣
2番 継 田 竜 也

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第12回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、1番、佐々木委員、2番、継田委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第49号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第49号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第49号、申請番号46番から申請番号49番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号46番、千畑地区の田3筆、3,116㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、町外に居住しているため農地を手放したく、近隣を耕作する受人に売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。
申請番号47番、千畑地区の田1筆、493㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は父親から農地を相続しましたが、町外に居住しており、実家からも遠いため農地を手放したく、当該地の隣地に住んでいる受人に売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
申請番号48番、六郷地区の田3筆、915㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は申請地の隣地に居住しており、当該地を家庭菜園として使いたいため、売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
続きまして賃貸借権です。
申請番号49番、仙南地区の田5筆、13,111㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり、耕作が難しくなったことから、近

隣を耕作している受人が耕作するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号46番から49番までの4件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第49号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号46番から申請番号49番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

14番委員 申請番号46番について質問いたします。議案第50号にも同じ方が出てきますが、受人を分けなければいけない理由は何でしょうか。一方は農地法第3条で、もう一方は基盤強化法ということは、何か理由があつてのことでしょうか。

●庶務班長 申請番号46番と基盤強化法によるところの申請番号95番で、同じ渡人が売買しております。

法律が違う理由は、面積要件によるところとなっております。申請番号46番の〇〇〇さんは、経営面積の要件に満たないため、農地法第3条での売買となります。〇〇〇さんは、経営面積の要件を満たしているため、農業経営基盤強化法による売買となります。

相手方が違う理由は、もともと〇〇〇さんのご実家と〇〇〇さんが隣同士のため、ずっと耕作してもらっていたそうです。そのため、今回売買をしたいということで契約する形となりました。

申請番号95番の方は、畑であり、〇〇〇さんは受けないということで、譲渡という形で〇〇〇さんにお譲りしたいため、2つに分かれることとなりました。

14番委員 わかりました。

●議 長 暫時休憩します。

午後3時07分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

午後3時09分

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号46番から申請番号49番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号46番から申請番号49番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第49号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第50号について事務

局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第50号、申請番号95番から申請番号100番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号95番、千畑地区の畑1筆、1, 051㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、町外に居住しているため農地を手放したく、隣地を耕作している受人へ売買するものです。渡人の要望により対価はありません。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。引き渡し時期は12月31日を予定しております。

申請番号96番、六郷地区の田2筆、4, 411㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請地は渡人の自宅から離れており、耕作不便となっていたため、隣地を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。引き渡し時期は12月31日を予定しております。

続きまして賃貸借権です。

申請番号97番、千畑地区の田7筆、8, 400㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により耕作が難しくなったため、これまでも一部貸付をしていた受人へ、今回の申請地もお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は3年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号98番、六郷地区の田2筆、3, 277㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により耕作が難しくなったため、近隣を耕作している受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人はトラクター・田植機は所有、乾燥・粃摺りはカントリーに委託しております。

申請番号99番、仙南地区の田1筆、1, 205㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地のため隣地を耕作している受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号100番、仙南地区の田3筆、2, 839㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により耕作が難しくなったため、近隣を耕作している受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号95番から申請番号100番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第50号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号95番から申請番号100番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号95番から申請番号100番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号95番から申請番号100番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第50号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第51号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第51号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第51号、申請番号140番から申請番号152番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号140番、仙南地区の田7筆、19,256㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。渡人は町外に居住しており、耕作が難しいことから、公社特例事業を使って売買をするものです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、公告予定日は1月31日です。
続きまして貸借権の設定です。
申請番号141番、六郷地区の田8筆、23,213㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年11か月間です。
申請番号142番、仙南地区の田1筆、3,133㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号143番、仙南地区の田13筆、31,838㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号144番、仙南地区の田8筆、12,104㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号145番、六郷地区の田11筆、5,988㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。
続きまして、貸借権移転です。
契約期間は現在の契約の残存期間となります。
申請番号146番から申請番号149番までの渡人は〇〇〇さんです。渡人

は自宅から近い農地を買うことになったため、自宅から遠い農地を近隣の耕作者へ権利移転するものです。

申請番号146番、千畑地区の田3筆、1,487㎡、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号147番、千畑地区の田15筆、26,885㎡、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号148番、千畑地区の田13筆、12,727㎡、畑2筆、1,360㎡、計14,087㎡、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号149番、千畑地区の田2筆、4,165㎡、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号150番、千畑地区の田8筆、9,928㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。近隣の耕作者へ権利移転するものです。

申請番号151番、六郷地区の田4筆、5,807㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。当該地は渡人の自宅から遠いため、近隣を耕作している受人へ権利移転するものです。

申請番号152番、六郷地区の田2筆、1,801㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号151番と同じです。

申請番号140番から申請番号152番までの13件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第51号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号140番から申請番号152番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号140番から申請番号141番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号140番から申請番号141番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号140番から申請番号141番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号142番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後3時19分

●議 長 それでは、申請番号142番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１４２番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１４２番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後３時２０分

- 議 長 次に、申請番号１４３番から申請番号１４９番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１４３番から申請番号１４９番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１４３番から申請番号１４９番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 次に、申請番号１５０番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後３時２２分

- 議 長 それでは、申請番号１５０番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１５０番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１５０番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後３時２３分

- 議 長 次に、申請番号１５１番から申請番号１５２番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１５１番から申請番号１５２番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１５１番から申請番号１５２番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第４、議案第５１号については原案のとおり許可決定いたしま

す。

●議 長 次に、日程第5、議案第52号美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。

●議 長 それでは、議案第52号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第52号について議案書をもとに朗読 】

●庶務班長 説明については、農政課からいたします。

農政課職員 それでは、美郷農業振興地域整備計画変更（案）について説明させていただきます。

始めに資料1ページをご覧ください。

今回は除外の申出を1件受け付けております。こちらについては、一般住宅用地とすることを目的としております。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

今回は編入の申出を7件受け付けております。こちらについては、圃場整備事業の実施を目的としております。

資料3ページから6ページまでにつきましては、県の事務取扱要領に基づき整備したものを添付しております。各申出内容の詳細につきましては、これから説明いたします。

まずは、除外案件について説明申し上げます。

資料は7ページから12ページまでとなります。転用事業者は〇〇〇さん、土地所有者は、母である〇〇〇さんでございます。

変更申出地は、〇〇〇、変更申請面積は455.03㎡、地目は畑となっております。転用事業者の〇〇〇さんは、現在ご実家で生活されておりますが、今年ご結婚されて家族が増え、将来的にお子さんの誕生も見据えると、住宅がさらに手狭になると見込まれることから、新たな住宅の建築を希望されております。

変更申出地は、町道と宅地に面しており、狭小な農地であることから、農地の集団化や集積には支障がないと判断しております。また、分断される水路や農地も存在しないため、土地改良施設等の機能にも支障がないと判断しております。変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については、資料8ページから12ページまでに添付しておりますのでご確認ください。

なお、資料11ページと12ページの現況写真をご覧くださいと、変更申出地の中に、電柱が設置されているのが確認できるかと思います。こちらにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第10号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第1項第27号の規定により、農用地区域内における開発行為の制限の例外規定が適用され、電柱の設置は制限を受けませんので、あらかじめお知らせいたします。

除外案件の説明は以上となります。

続きまして、編入案件について説明申し上げます。

資料13ページをご覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、今回の編入申請は、圃場整備事業の実施を目的としており、転用事業者は美郷町千畑土地改良区となっております。

変更申出地は資料に記載の7筆であり、変更申請面積は合計4,841㎡、地目はすべて田となっております。

申出地の農地は、令和7年度に採択予定となっている農地中間管理機構関連農地整備事業、大坂善知鳥地区の区域内に含まれていることから、農振法で定める第10条第3項要件を満たしております。変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については、資料14ページ以降に添付しておりますのでご確認ください。

編入案件の説明は以上となります。

本日の案件は以上となります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

●議 長 議案第52号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

議案第52号について質疑を行います。質疑ございませんか。

15番委員 除外の申出番号1番について、写真を見る限りでは耕作放棄地のように見受けられますが、このようなところも条件等に差し支えはないのでしょうか。

農政課職員 農振上は、問題ありません。

15番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

17番委員 編入についてですが、すべて田であったけれども、今まで農用地区域内に入っていなかったということでしょうか。土地改良区の受益地でなかったのでしょうか。

農政課職員 土地改良区の受益地に入っていなかったというわけではなく、大坂善知鳥地区の圃場整備事業を行うにあたり、農用地区域に入っていないことが判明したため、今回編入するものです。

●議 長 暫時休憩します。 午後3時34分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時39分

17番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

14番委員 除外の申出番号1番についてですが、申出地を分筆して分断された畑は、このまま残しても良いのでしょうか。

農政課職員 住宅用地の農振除外の目安となる面積が、おおよそ500㎡となっており、除外のための変更については必要最低限の面積を除外することとなるため、このようになります。

●議 長 暫時休憩します。 午後3時42分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時45分

14番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第52号についての意見の答申ですが、
原案のとおり許可相当と意見決定してもよろしいでしょうか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第52号については、許可
相当の意見を附して答申いたします。
- 議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和6年第12回農業委員会定例総会を閉会いたしま
す。

会議終了 午後3時46分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年12月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 定 廣

議事録署名委員 継 田 竜 也